

第 8 8 号議案

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部改正について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 3 1 年長岡京市
条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告及び長岡京市職員給与に関する条例（昭和 2 6 年長岡京市
条例第 1 1 号）の一部改正に準じて、条例の一部を改正する必要があるので
提案する。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
(教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 教育長には、前条の給料の外、長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）に定める諸手当（通勤手当、期末手当及び地域手当をいう。）をその支給条件に応じて支給する。ただし、期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における同条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第3条 教育長には、前条の給料の外、長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）に定める諸手当（通勤手当、期末手当及び地域手当をいう。）をその支給条件に応じて支給する。ただし、期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における同条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 教育長には、前条の給料の外、長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）に定める諸手当（通勤手当、期末手当及び地域手当をいう。）をその支給条件に応じて支給する。ただし、期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における同条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第3条 教育長には、前条の給料の外、長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）に定める諸手当（通勤手当、期末手当及び地域手当をいう。）をその支給条件に応じて支給する。ただし、期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における同条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割

改正後	改正前
	合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。